

健康保険 限度額適用認定証（標準負担額減額証）滅失届

①	健康保険 記号・番号	記号 1	番号 4XXX	届出日	XXXX年 2月 3日	②
	③ 「限度額適用認定証」 の対象者氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者 <input type="checkbox"/> 被扶養者 氏名				
④	「限度額適用認定証」 の滅失理由 (該当するものに☑を付けてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他 ()				
《誓約事項》 「健康保険限度額適用認定証」は、滅失いたしましたので届出いたします。 また、この「健康保険限度額適用認定証」を発見した時は、ただちに返納いたします。 なお、滅失しましたこの証に関する一切の事故についての責任は、私が負うことを誓約いたします。						
⑤	被保険者氏名（自署）	健保 太郎				
⑥	住所	(〒 111 - 25XX) 東京都●●区▲▲25番XX号00				
	電話番号	080 (1234) 56XX				

ご参考：【健康保険法 施行規則 第103条の2（限度額適用の認定等）】

限度額適用認定証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用認定証を保険者に返納しなければならない。

- 一 被保険者の資格を喪失したとき。
- 二 保険者に変更があったとき。
- 三 被扶養者がその要件を欠くに至ったとき。
- 四 第一項ただし書の規定により限度額適用認定が取り消されたとき。

健保使用欄		理事長	常務理事	事務長	役職者	担当者
何年月日	年 月 日					

【提出先】以下の提出先もしくは当健保組合

GIB・PGF：大槻事務所

CLIS・コミュニティSKY・PGI・三栄収納サービス・PGビジネスサービス・GIB労働組合：各事業主の健康保険担当

※各事業主の健康保険担当一覧は右記二次元コードからご確認ください

※特例退職被保険者・任意継続被保険者は当健保組合へ直接郵送して下さい。



次のような場合に、この申請をご使用ください

紛失等で「限度額適用認定証」「標準負担額減額証」を当健保組合へ返還できない場合に使用します

【記入要領(記入例の番号と照合してください)】

① 健康保険記号・番号

申請者の記号・番号をご記入ください

②届出日

届出日をご記入ください

③「限度額適用認定証」「標準負担減額適用認定証」の対象者氏名

対象者が被保険者の場合は、「被保険者」に☑、被扶養者の場合は「被扶養者」に☑し、対象の被扶養者氏名をご記入ください

④「限度額適用認定証」「標準負担減額適用認定証」の減失理由

「限度額適用認定証」「標準負担減額適用認定証」の減失理由の該当するものに☑をつけてください

「その他」の場合は、カッコ内に詳細をご記入ください

⑤被保険者氏名(自署)

被保険者の氏名を自署でご記入ください

⑥住所・電話番号

被保険者の住所・電話番号をご記入ください

【提出先】以下の提出先もしくは当健保組合

※特例退職被保険者・任意継続被保険者は当健保組合へ直接郵送して下さい。

事業主名	担当部署		
ジブラルタ生命保険株式会社	社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 ジブラルタ生命 担当 ※以下イントラを確認いただき、専用の送付状を添付の上、お送りください。 格納場所：Gibraltar Web Portal > 給与厚生サービス > 社会保険サブメニュー		
ブルデンシャルジブラルタファイナンシャル生命保険株式会社	社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 PGF生命 社会保険手続 担当 ※「PGF Portal」より、送付方法、専用の送付状を確認の上、お送りください。 詳細は、PGF生命保険株式会社 人事チームへご照会ください。		
事業主名	担当部署	事業主名	担当部署
株式会社CLIS	人事総務部	株式会社 コミュニティS K Y	総務部
株式会社PGI	総務部門	株式会社三栄収納サービス	総務部
PGビジネスサービス株式会社	総務部	ジブラルタ生命労働組合	総務担当
ジブラルタ健康保険組合	総務担当		